

【件 名】

「全国森林環境税」の創設について

【要 旨】

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題であります。

このような中、政府は「平成 23 年度税制改正大綱」において、「地球温暖化対策のための税」の創設を盛り込んだものの、国会における審議の結果、この改正事項については見送られることとなりました。しかしながら、地球温暖化対策に資する諸施策を地域において更に総合的に進めるために、具体的な地方財源の確保・充実の仕組みについては、地方公共団体が積極的に取り組んでいる森林吸収源対策等を一層支援するため、従来の森林・林業振興対策に加え、「地球温暖化対策暫定事業費」(100 億円)が、平成 23 年度地方財政計画に臨時に特別枠として計上されました。

この税制改正について政府は、平成 24 年度税制改正大綱においても引き続き、実現を図ることとし、併せて地球温暖化対策に係る地方公共団体の財源を確保する仕組みについても再度検討するとしています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものにするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用等の取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や森林・林業及び山村の活性化に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

このようなことから、森林の整備・保全を担う市町村の財源の強化は目下の急務であり、下記の制度創設を実現するよう強く要請いたします。

記

1. 森林の公益的機能の持続的な発揮、そのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること。
2. 地球温暖化対策のための税の導入にあたっては、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、森林面積等に応じ譲与する仕組みを構築すること。